

『リマ文書』から共同研究『一つのバプテスマ』へ

—バプテスマをめぐる議論とカトリック教会の貢献—

小林 和 代

はじめに

『一つのバプテスマ：相互承認を目指して—研究文書』¹（『一つのバプテスマ』）は、2011年、世界教会協議会（WCC）信仰職制委員会から発表された研究文書である。1982年に採択された『バプテスマ・聖餐・職務（リマ文書）』²以降、およそ30年にわたるバプテスマに関する研究の成果である。なお、『一つのバプテスマ』は、『リマ文書』のように最終的にWCC総会で承認された合意文書ではなく、あくまで信仰職制委員会の共同研究であり、必然的に文書の重みは異なっている。しかし、この文書において、長年にわたる争点であった幼児のバプテスマと信仰者のバプテスマをめぐる論争に解決の方法が示され、教会間のバプテスマ相互承認への道は新しい局面を迎えた。1927年、第1回信仰職制世界会議以降、およそ85年間、バプテスマをめぐる議論の展開には、信仰職制委員会の主導によるところが大きい。活動には第2バチカン公会議後のカトリック教会も参与している。

カトリック教会はWCCに加盟していないが、信仰職制委員会には1963年、第2バチカン公会議中の第4回信仰職制世界会議に初めて公式にオブザーバーとして参加し、1968年の信仰職制委員会から正式に加盟した。第2バチカン公会議終了後の1965年に、WCCと共同作業グループを設立し、エキュメニカル運動を促進するために共同で活動している。

これまでに、カトリック神学者の信仰職制運動に関する研究、および『リマ文書』『バプテスマ』、『一つのバプテスマ』に関するカトリック側からの言及は少なく、詳細な研究はほとんどない。本稿の先行研究には、信仰職制運動に関して、神田健次の『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』³と、バプテスマに関しては、

1 *One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text*, Geneva: World Council of Churches, 2011.
 2 *Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1982.（日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務—教会の見える一致をめざして』、日本キリスト教団出版局, 1985.）
 3 神田健次『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』、日本基督教団出版局, 1997.

「現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として」⁴に負っている。神田はエキュメニカル運動と信仰職制運動の体系的な研究、並びに『リマ文書』に関する研究として、日本で唯一ともいえる一連の研究を発表している。『一つのバプテスマ』に関しては、信仰職制委員であるダグマー・ヘラーの *Baptized Into Christ*⁵ と *Toward One Baptism*⁶ を批判的に参照しつつ考察を試みたい。しかし、いずれの論文もカトリック教会の関与に関してはほとんど触れられておらず、本稿ではカトリックの神学的貢献も加味しながら考察する。

本稿の構成として、第1章では、『一つのバプテスマ』の成立に至る背景として、1927年に開催された第1回信仰職制世界会議以降のバプテスマをめぐる議論の展開を、カトリック教会のエキュメニカルな関与を含めて論じる。第2章では、バプテスマ討議の変遷を踏まえて、『一つのバプテスマ』において、争点がどのような観点から論じられたかを考察する。第3章は、カトリック教会の貢献として、第1節で、『一つのバプテスマ』の討議の時期に実施された、カトリック教会における地域レベルでのバプテスマの相互承認の調査を取り上げ、カトリック教会のエキュメニカル運動への関与を明らかにする。第2節では、カトリック教会とWCCとの共同作業グループの共同文書『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』(2004)⁷を考察する。この文書は、『リマ文書』以後、初めてのバプテスマに関するまとまった研究であり、カトリック教会が直接関与している。この文書が論じるバプテスマの意味合いと、カトリック教会の役割を考察する。

1. 信仰職制委員会におけるバプテスマ議論の展開 (1927-2011年)

1-1. 第1回ローザンヌ信仰職制世界会議 (1927年) ~ 『リマ文書』成立 (1982年)

『リマ文書』に至る55年に及ぶバプテスマ議論は、どのようなプロセスをたどったのであろうか。第1回ローザンヌ世界会議で、 sacramentの数は教派によって相違があり、また sacramentに関する解釈も異なるが、バプテスマと聖餐の2つの sacramentが強調されるにとどまっている。バプテスマは、罪のゆるしのために父と子と聖霊の名による水による執行と、聖霊によって一つの体に結ばれるという基本的

4 神田健次「現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として」『神學研究』(関西学院大学神学研究会) 第41号, 1994, 73-103頁。

5 Dagmar Heller, *Baptized Into Christ—A Guide to the Ecumenical Discussion on Baptism*, Geneva: World Council of Churches, 2012.

6 Dagmar Heller, *Toward One Baptism, the Ecumenical Review*, Vol. 67(3), 2015, pp. 436-449.

7 *Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: a JWJ Study, Joint Working Group between the Roman Catholic Church and the World Council of Churches Eighth Report*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 45-72.

な同意がなされたが、各教会には理解、解釈、方法の違いがあると認めた⁸。

第 2 回エディンバラ世界会議（1937 年）は、ローザンヌからの発展として、バプテスマと聖餐は、教会の共通の生活の中心であり、地上での生活におけるイエスの宣教のわざに根差していることが付け加えられた⁹。バプテスマは神の救済の意志と定義され、キリストの命令に従って、キリストの弟子としてのしるしであり保障の封印であるという点が新たに確認された¹⁰。幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論争があり、また時間の制約上、バプテスマの更新、未受洗者の陪餐、バプテスマと堅信の関係については話し合われていない¹¹。

1948 年に世界教会協議会（WCC）が設立されて、信仰職制が WCC に合流し、以後、WCC の信仰職制委員会として活動する。

第 3 回ルンド世界会議（1952 年）では、教会間のバプテスマを比較し、検討した第 1 回と第 2 回の世界会議の討議方法を変更して、バプテスマを教会論と礼拝面から討議した¹²。分科会は、バプテスマの相違が教義、制度、礼拝の異なった方式によるものであることを確認し¹³、さらにバプテスマに関連して相互陪餐を初めて取り上げて、バプテスマの神学と執行、聖餐の神学と執行の関係について研究することを提案している¹⁴。

ルンド世界会議以後、幼児のバプテスマ、バプテスマの効力、バプテスマと堅信、および聖餐の関係、教義と執行に影響を及ぼす要因について研究が行なわれた¹⁵。これらの研究は、1960 年、『一つの主、一つのバプテスマ』¹⁶ にまとめられた。

1958 年、ローマ教皇ヨハネ 23 世が第 2 バチカン公会議の召集を発表し、公会議が 1962 年～1965 年に開催されて、カトリック教会は世界に開かれた教会になっていく。

第 4 回モントリオール世界会議（1963 年）では、バプテスマの共通理解がより詳しく論じられた。すなわち、バプテスマがイエスの受難と復活という出来事のなかに関連付けられ、キリストへの参与はバプテスマの中心的な意味と理解された。さらに、バプテスマの礼拝の各部分に必要な 6 つの要素として、救済における神の主導権、罪

8 H.N. Bate ed., *Faith and Order. Proceedings of the World Conference, Lausanne, August 3-21, 1927*, London: Student Christian Movement, 1927, pp. 472-473.

9 Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order Held at Edinburgh, August 3-18, 1937*, New York: the Macmillan Company, 1938, p. 239.

10 Ibid., p. 243.

11 Ibid., pp. 243-244.

12 Oliver S. Tomkins ed., *The Third World Conference on Faith and Order Held at Lund, August 15th to 28th 1952*, London: SCM Press Ltd, 1953, p. 15.

13 Ibid., p. 39.

14 Ibid., p. 56.

15 *Commission on Faith and Order. Minutes of the Working Committee, August 1959, Spittal, Austria*, Geneva: World Council of Churches, 1959, p. 13.

16 *One Lord, One Baptism-Report on The Divine Trinity and the Unity of the Church and on The Meaning of Baptism by the Theological Commission on Christ and the Church*, London: SCM Press Ltd, 1960.

のゆるしの宣言、聖霊を求める祈り、悪霊の拒否、信仰告白、受洗者はキリストの体に入るという宣言が挙げられている¹⁷。バプテスマと聖餐の関係は、1967年、全体委員会で初めてが取り上げられた¹⁸。

カトリック教会は、1968年に信仰職制委員会に正式に加盟して、委員会で公式に発言し始めた。

バプテスマ議論が展開するのは1970年代に入ってからであり、ルーヴァン全体委員会（1971年）¹⁹には、2種類の文書、『バプテスマのエキュメニカルな合意』（*Ecumenical Agreement on Baptism*）²⁰と『バプテスマ・堅信・聖餐』（*Baptism, Confirmation and Eucharist*）²¹が提出された。これらは、『アクラ文書』の草稿であるが、『バプテスマ・堅信・聖餐』では、バプテスマの相互承認の条件は、少なくともバプテスマは志願者、または幼児のバプテスマの場合は彼のために教会において、キリストを主として告白し、水で父と子と聖霊によって執行されることが提示されている²²。2点だけではあるが、それぞれの教会が独自に執行していた状況を考慮するならば、この条件を提示できたことは重要である。

これらの討議と研究を通して、1974年、ガーナの首都アクラにおいて、『一つなるバプテスマ・一つなる聖餐・互いに承認された教会の職務—三つの合意文書（アクラ文書）』²³が発表された。さまざまな伝統と教義をもつ諸教派がバプテスマについて一つの文書にまとめられた意義は大きい。『アクラ文書』『バプテスマ』で中心をなしているのは、幼児のバプテスマと信仰者のバプテスマ、および堅信である。『アクラ文書』に対して各教会に応答が要請され²⁴、世界中から寄せられた応答は合計126通に及ぶ。そのうち、カトリック教会からの応答は、神学校、大学、個人など30通である²⁵。その中で日本から応答し卓越した議論を展開した、上智大学のペトロ・ネ

17 C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order. The Report from Montreal 1963*, London: SCM Press Ltd, 1964, p. 72.

18 *New Directions in Faith and Order Bristol 1967, Reports, Minutes, Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1968, p. 107, p. 156

19 *Faith and Order Louvain 1971-Study Reports and Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1971.

20 *Ibid.*, pp. 49-53.

21 *Ibid.*, pp. 35-49.

22 *Ibid.*, p. 46.

23 *One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements*, Geneva: World Council of Churches, 1975.

24 David M. Paton ed., *Breaking Barriers Nairobi 1975-The Official Report of the Fifth Assembly of the World Council of Churches, Nairobi, 23 November-10 December, 1975*, published in collaboration with the World Council of Churches by SPCK, London, WM. B. Eerdmans, Grand Rapids, 1976, pp. 68-69.

25 ジュネーブにあるWCC本部アーカイブ資料: 整理番号 23_5_112 *Preparatory Document for Crêt-Bérard, Churches on the Way to Consensus-A Survey of the Replies to the Agreed Statements "One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry"*, FO/77:3 April 1977 (Revised June 1977), pp. 15-19. 各応答文は、アーカイブ資料: 整理番号 23_5_117 *Responses to 1974 Accra Paper "Baptism, Eucharist and Mutually Recognized Ministry" A-Z* に収められている。執筆者は、アーカイブで、カトリックの応答のうち4通を探し出すことはできなかった。

メシェギ（イエズス会司祭）を取り上げる²⁶。

ネメシェギの応答

ネメシェギは、キリストによって制定された原理と教会によってなされた決定を明確に区別した。カトリック教会の慣習として、バプテスマの執行者に関して、必要な場合は誰でもバプテスマを授けることをゆるしている。この実践は、キリストの直接の命令から来ているのではなく、教会の決定であり、それゆえ他教会を必ずしも束縛するものではない。ネメシェギは、 sacrament の教義と教会の実践の多くが教会に与えられている裁量の一つとして理解した。ただし、教会は「すべての人を救いたいという神の意志」に従ってのみ、その権利を自由に行使できるという。たとえば、キリスト教入信の3つの sacrament の関連性について、罪のゆるしを表わすものとしてのバプテスマ、聖霊の賜物の表現としての堅信、キリストとの一致の表現としての聖餐の3つは切り離せない。その理由は、バプテスマが他の2つの sacrament に本質的に関連して、その2つに特有な効果をもたらしているからである。聖霊の賜物を表現するために、堅信を特別な sacrament として制定したのは教会である。著名な中世の学者たちの教えは、堅信の sacrament が教会の初期からのものであるとしており、トリエント公会議（1545-63年）は彼らの理論を無視できなかった。それゆえ、7つの sacrament がキリストによって制定されたとするトリエント公会議の決定には、中世の状況を考慮しなければならない。このような理解から、堅信の執行に関しても柔軟に対処できるとしたのである。

ネメシェギを評価できるのは、彼が中世の神学者からのカトリックの伝統的なバプテスマ理解を踏まえて、カトリック教会の教えに従いつつ、エキュメニカルな視点から「バプテスマ」テキストを論じたことである。

『アクラ文書』の応答で問題となったのは、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマについてであり、この問題に関して、1979年、米国のルイスヴィルで協議会が開催され²⁷、そこでカトリックとバプテスト派の協議も行われた。この協議会を通して、信仰告白者のバプテスマの根拠と幼児のバプテスマの歴史的な発達について両方の側の理解が得られ、『リマ文書』「バプテスマ」テキストは成立に向けて大きく前進した。

『リマ文書』は以上のプロセスを経て、1982年、南米ペルーの首都リマで開催された信仰職制全体委員会において、プロテスタント諸教派だけでなく、カトリック教

26 アーカイブ資料 *Responses to 1974 Accra Paper* (整理番号 23_5_117_F_P, 3.1.1.).

27 *Louisville Consultation on Baptism*, Geneva: World Council of Churches, 1980.

会、聖公会、正教会を含む世界の主な教会によって承認された。『リマ文書』「バプテスマ」テキストで同意されたのは、バプテスマの意味には、キリストの死と復活への参与、悔改めと赦しおよびきよめ、聖霊の賜物、キリストのからだへの入会、神の国のしるしの5つがある。争点になっている個所には、注がつけられ、詳しく述べられている。争点は、バプテスマにおける一致と教会の証しの関係（「バプテスマ」テキスト注6）、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマの問題（注12）、再洗礼の問題（注13）、バプテスマと塗油および堅信の関係（注14）、水の象徴的な意味（注18）、バプテスマが執行される社会的・文化的背景（注21）の6項目である。

1-2. 『リマ文書』（1982年）～『一つのバプテスマ』（2011年）

『リマ文書』以後、バプテスマは相互承認に向けて新たな局面に入る。『一つのバプテスマ』成立までのおよそ30年間、信仰職制委員会はバプテスマをめぐる論争を打開するために、どの面から研究していったのであろうか。まず、『リマ文書』に関する各教会からの公式の応答²⁸の検討から始めた。「バプテスマ」テキストへの各教会からの応答によって、さらに検討すべき課題は、幼児のバプテスマと信仰者のバプテスマと、聖餐におけるバプテスマと参加の関係であることが明らかになった²⁹。これらの課題は、合計186の教会による公式応答の分析結果が、『バプテスマ・聖餐・職務 1982-1990一プロセスと応答に関する報告書』（1990年）³⁰として発表された後、バプテスマとその sacrament の理解、信仰とバプテスマの関係、さらに聖霊の行為と教会員の資格の問題³¹とともに、1990年代に引き継がれていく。

1991年にWCC第7回キャンベラ総会が開催され、『コイノーニアとしての教会の一致：賜物と召命（キャンベラ一致声明）』³²が発表された。この声明は、信仰職制委員会がWCC中央委員会から委託されたものである³³。コイノーニアとは、唯一の、聖なる、普遍的な、使徒的教会において、一つのバプテスマを通して入会し、一つの聖餐にあずかり、福音を共に証しする完全な交わりとして定義された。

1993年、第5回サンチャゴ・デ・コンポステラ信仰職制世界会議³⁴では、「信仰・

28 『リマ文書』, 25 - 26 頁.

29 *Minutes of the Meeting of the Standing Commission Held at the Orthodox Academy Crete, Greece 6th-14th April 1984*, Geneva: World Council of Churches, 1984, p. 27.

30 *Baptism, Eucharist & Ministry 1982-1990-Report on the Process and Responses*, Geneva: WCC Publications, 1990.

31 *Ibid.*, p. 55.

32 *The Unity of the Church as Koinonia: Gift and Calling*, in Michael Kinnamon ed., *Signs of the Spirit-Official Report Seventh Assembly*, Geneva: WCC Publications, 1991, pp. 172-174.

33 *World Council of Churches Central Committee Minutes of the Thirty-Eighth Meeting, Geneva, Switzerland 16-24 January 1987*, Geneva: World Council of Churches, 1987, pp. 44-45

34 Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the way to Fuller Koinonia, Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order*, Geneva: WCC Publications, 1994.

生命・証しにおける交わり（コイノーニア）」をテーマに、コイノーニアを信仰、生命、証しの面から討議された。分科会報告書『キリストにおける共通の生命の分かち合い』では、バプテスマによって、キリストの体であるコイノーニアに入ると捉えられ、さらにバプテスマは、民族、伝統、性別、年齢に関係なく、平等に自由に参加でき、伝統や能力も認められる包括的な共同体としての教会の基礎と理解された³⁵。この世界会議以後、委員会の研究はコイノーニアを軸に展開し、主として、教会論、解釈学、倫理、礼拝の観点から行われることになる。

1996年、常任委員会において礼拝の継続研究として、バプテスマに焦点を置くことが提案され³⁶、翌年にバプテスマをテーマとする協議会（ファヴェルジュ協議会）³⁷が開催された。ファヴェルジュ協議会で注目すべきことは、それぞれの教会で執行されている一連の執行を、オールド（基礎構造）と定義して、バプテスマをめぐる論争の解決の道が示されたことである。オールドとは、キリスト教礼拝の最も主要な要素である、教理教育、水と聖霊による洗い、生涯にわたる成長のプロセスを含んだ基本的なアウトラインといえる。オールドの違いは、教会の歴史や伝統のなかで生まれた多様性によるものと理解された³⁸。オールドの定義によって、水の儀式が人生のどの時期でも執行できることが明らかにされたので、各教派が互いにバプテスマの承認を考える際に重要な意味を与えると考えられている³⁹。

1997年、信仰職制委員会はバプテスマの相互承認を認める基準の作成を協議している⁴⁰。2001年に開催された第2ファヴェルジュ協議会⁴¹では、相互承認を妨げる問題を討議し、『一つのバプテスマ』の草稿が作成されたのである。

2004年に開催されたクアラルンプール信仰職制全体委員会⁴²では、信仰職制の研究プログラムとしてバプテスマが取り上げられ、『一つのバプテスマ』の草稿も検討されている。会議では、バプテスマの相互承認と聖餐の関係、相互承認が意味することは何かなどが議論の焦点になっている⁴³。

35 Ibid., pp. 247-248.

36 *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board 7-14 January 1996 Bangkok, Thailand*, Geneva: World Council of Churches, 1996, p. 48.

37 Thomas F. Best and Dagmar Heller eds., *Becoming a Christian-The Ecumenical Implications of Our Common Baptism*, Geneva: WCC Publications, 1999.

38 ファヴェルジュ協議会に関しては、神田健次「現代の諸教会におけるバプテスマーエキュメニカルな視点から」『礼拝と音楽』116号, 2003, 16-20頁を参照。

39 Dagmar Heller, *Toward One Baptism*, p. 441.

40 *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board 8-15 January 1997 Abbaye de Fontgombault, France*, Geneva: World Council of Churches, 1997, p. 36.

41 One Baptism: Towards Mutual Recognition of Christian Initiation, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission 9-16 January 2002, Gazzada, Italy*, Geneva: World Council of Churches, 2002, pp. 46-64.

42 Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads Kuala Lumpur 2004 the Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 2005.

43 Ibid., pp. 142-143.

以上のような討議を背景にして、『一つのバプテスマ』は成立した。

2. 共同研究『一つのバプテスマ』（2011年）

『一つのバプテスマ』は6部構成となっており、第1部「序論」ではバプテスマと承認の概念、第2部「バプテスマ：キリストにおける新しいいのちのシンボル」では、 sacramentとオーディナンスの議論と、バプテスマの礼拝の共通の面、第3部「バプテスマと教会」は、バプテスマと聖餐、教会員であることとバプテスマの関係、第4部「バプテスマと信仰」は、神の主導権と、個人並びに共同体の信仰との関係が、それぞれ論じられている。第5部「相互承認に向けての旅の更なるステップ：教会への問いかけ」では、バプテスマの完全な相互承認に向けて必要な8項目を、研究課題として教会に提示した。第6部「結論」として、各教会にエキュメニカルな討議を提案し、聖餐の交わりによる完全な目に見える一致を求めている。

このような構成を持つ『一つのバプテスマ』の内容であるが、相互承認を阻んでいる問題点として、『リマ文書』「バプテスマ」テキストの争点（「バプテスマ」注と表記する）との関連を含めて、特に7項目の争点を選び、それぞれの問題点に対して各教会に理解が得られるために、どのような面から議論されたか分析を試みたい。

2-1. 『一つのバプテスマ』の内容分析

分析を始める前に、本文ではキリスト教入信とバプテスマの用語がどのような意味で使用されているかを示し、次に、バプテスマの相互承認の複雑な状況を明らかにする。

キリスト教入信とは、福音を聞いて信仰が形成され、バプテスマによってキリスト教共同体に入会し、聖餐の食事を分かち合うプロセスとされた。バプテスマはこのプロセスの中心的な出来事であり、信仰者はキリストの体に参与して信仰を告白し、父と子と聖霊の名において水で授けられる（3項⁴⁴）。

バプテスマの相互承認は、他教会の使徒性の承認として理解されている。使徒性は、キリストによって選ばれ、遣わされた使徒的共同体の信仰、生活、証し、職務と一致し、それが継続しているという意味である。この承認は、礼拝、入信の型、さらに続く教会の生活や証しに関して、異なったコンテキストの中で起こる。このような背景の中で、バプテスマの相互承認には3つの局面を含む（14項）。第1の局面は、礼拝の使徒性自体を認める。礼拝の要素は、信仰の宣言、告白、感謝、水の使用、三位の神の名である。これらは、歴代にわたってキリスト者が行ってきた共通の信仰のしる

44 番号は、『一つのバプテスマ』の項目を指している。

しとしての機能である。第 2 の局面は、キリスト教入信のより大きなパターンにおける使徒性を認める。これは、信仰の形成、水におけるバプテスマ、ある場合には堅信または按手、そして聖餐の交わりに導くことを含む。第 3 の局面は、バプテスマを執行し、新しいキリスト者を育成する教会において営まれている生活と証しの中に使徒性を認める。

争点と相互理解への道

第 1 の争点は、 sacrament (聖礼典) と ordinance (神の定め) の用語をめぐるものである。 sacrament を使う教会では手段としての面を強調し、志願者がキリスト教共同体に招き入れられたとき、神の救済の業がその志願者の生活を変えするという行為において伝えられると捉えている。これによって、恩寵は自動的に授けられると誤解されてきた。 ordinance を使う教会は表現的な面を強調し、バプテスマにおいて救いの力が表現されていると考え、このことから、恩寵は与えられないと誤解されている。しかし、違いは見え方であり、 sacrament も ordinance も、バプテスマは、神が救済を成し遂げる手段であり、同時に、新しい人になったという神の祝福の見えるしるしである (30 項)。従って、 sacrament と ordinance は互いに排他的ではなく、バプテスマの意味を理解するのに根本的なものと見なされる (31 項)。この結論によって、幼児にバプテスマを執行する教会と信仰告白者のみにバプテスマを執行する教会を近づけたと言われる⁴⁵。

第 2 の争点として、水の象徴的な意味 (「バプテスマ」注 18) が挙げられる。論点は、バプテスマで使用される水を「しるし」と理解するか、「効果的なしるし」あるいは「シンボル」と理解するかである (35 項)。水を「しるし」と理解する人たちは、水には、キリストにおける洗いと新しいいのちを示す意味があると理解している。水を「効果的なしるし」または「シンボル」と理解している人たちは、水はそれ自身のなかに、信仰によって聖霊の力を通して、キリストのうちに、新しいいのちをもたらす意味があると理解している (35 項)。結論として、いずれの意味合いであっても、教会は、水の使用が神の恩寵の福音によって得られた、新しいいのちに信仰者が入るといった考え方が示された (36 項)。

第 3 の争点は、バプテスマと塗油および堅信の関係 (「バプテスマ」注 14) である。バプテスマと塗油の関係については、聖霊の授与に関する礼拝での表現から考察し、聖霊はバプテスマという行為のコンテキストにおいて注がれると解釈した (46 項)。堅信の理解における相違は、ある教会では、堅信はバプテスマの行為の sacrament

45 Dagmar Heller, *Baptized Into Christ*, p. 213.

ルな完成であり、どの年齢にでも執行される。別の教会では、堅信は独立したものとみなされ、成熟した人がキリスト教信仰を証する公の告白と理解されている。しかしバプテスマを「完結する」ものとは理解されない。この論争に対して、相違を多様な執行と捉えて、堅信がどの時点で執行されても、キリストへの生涯にわたる成長のプロセスのなかで、定められているということを経験にとどめることが提案された(55項)。

第4の争点は、バプテスマの相互承認と聖餐の関係である。バプテスマの相互承認には聖餐の交わりが伴う。バプテスマと聖餐の関連について、教会間には三種類の理解と執行が見られることを示し、各教会にこの問題について研究を促した(61項)。1種類目は、他教会の使徒性(同じ使徒信条を持つキリストの教会を十分表現するもの)を認め、バプテスマの相互承認と聖餐の交わりがある。2種類目は、他教会の使徒性を認めないが、使徒性が職制の理解と執行において認められるならば、共通の聖餐の実行は可能である。3種類目は、バプテスマの相互承認がなくても、たとえば幼児のバプテスマを認めていない教会が、受洗したすべてのキリスト者をキリストが歓迎したことを認めるならば、他教会で幼児のときに受洗した人に交わりを提供できる。

第5の争点は、キリスト教会への入会に関する事項である。キリスト教会への入会に関して、歴史的な発展からさまざまな方法が見られる。このような現状で、「教会の一員である」とはキリストの体に入ることであり、バプテスマを通して、キリストのいのちの神秘に引き入れられるという解釈が提案された(65項)。

第6の争点は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題(「バプテスマ」注12)である。『一つのバプテスマ』では、個人と共同体の信仰との関係に関して、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマのいずれの立場であっても、信仰者の告白と教会の告白は同一であると論じられた。神の招きと人間の応答の関係については、神のイニシアティブの優先性を認めつつも、聖書はバプテスマの必要性を主張しており(マタイ28:19、エフェソ4:4)、執行の多様性を認めているとした。議論の要点は次のようにまとめられる(67-76項)。

要点の第1として、個人と共同体の信仰の関係である。信仰は、信じる者の共同体で宣言される福音への信仰者の応答であり、信仰者の信仰は、聖霊を通して神との関係において成長し深まる。その信仰は、時代を越えて、次第にすべての教会によって告白される信仰に呼応し、信仰者が自分のものとして告白する信仰は、使徒たちの信仰と一つになる。換言すれば、教会共同体が宣言する「私たちは信じる」と、個人的な関わりである「わたしは信じる」とは区別できない。教会で告白されて受け入れられ、伝えられた信仰は、バプテスマにおいて告白される信仰である。人が地域教会においてバプテスマを授けられるとき、その人は同時に、この世の境界を越えるキリス

トの一つのからだに結ばれ、あらゆる場所と時代におけるキリストのからだである教会に入れられる。

要点の第2は、信仰における神の招きと人間の応答の関係である。神は招き、人に信仰の応答ができるようにし、この二つの面がバプテスマとして実を結ぶ。最近では、教会は、自分で信仰を告白する人々とできない人々を見分けている。両者の場合とも信仰は認められ、神のイニシヤティブが確認されることに教会は同意している。バプテスマを求める人が、すべてのことにおいてキリストに信頼しながら、教会と共に歩き始めようとしている段階では、信仰はまだ不完全な状態で、教会は神の呼びかけを見分けなければならない。同様に、神が信仰を明確に述べることができない幼児も招いておられることを、教会は見定める必要がある。教会はバプテスマを通して、教会共同体に幼児を迎え入れ、教会共同体は、信仰の旅において子どもたちに付き添い、生涯を通して育てる。子どもたちは、聖霊の恩寵によって、共同体の交わりのなかで交わりを通して、自分で信仰を表すことができるようになる。成人の信仰も未完成の段階から始まるという考え方から、幼児も共同体に招き入れられるという提案が導き出せたという⁴⁶。

第7の争点は、再洗礼（「バプテスマ」注13）である。『リマ文書』では、再洗礼はどのような状況の下で執行されるのか、明らかにされていない。『一つのバプテスマ』では、教会が再洗礼の問題に直面する状況は、主に3つあり、いずれの場合も再洗礼が認められないことを確認した（93-95項）。第1の状況は、他教会で幼児のときに受洗した人の再洗礼を要求する。幼児のバプテスマは真のバプテスマではないので、教会に入るために信仰の個人的告白をバプテスマに求めるのである。第2の状況では、成人で別の教会で受洗した人に、教会は再洗礼を求める。その理由は、新しい教会の会員になるにあたって、忠誠の誓いとしてバプテスマを求める。第3の状況は、幼児の時に受洗し、現在の教会にとどまりたい人が、覚えていないバプテスマを経験するために再洗礼を願い出る。第1と第2の再洗礼に関しては、信仰の形成、バプテスマとキリスト教入信、そして信仰者のキリストへの生涯にわたる成長の3種のパターンというコンテキストのなかで、再洗礼を行なわない。第3の場合には、バプテスマの一回限りで、繰り返すことのできない性質を認識し、教会の一致のために再洗礼の要求に同意してはならない。

2-2. 『一つのバプテスマ』の意義

『一つのバプテスマ』では、バプテスマの争点を以上のような観点から議論された

46 Dagmar Heller, *Toward One Baptism*, p. 443.

と言えるが、全体としてはどのような意義を持っているだろうか。第1の意義は、争点について観点を变えて考察し、いずれの立場であっても受け入れられることを示し、教義の変更を求めることなく、解釈方法を変えることを提案したことである。

第2の意義は、バプテスマの際の信仰告白は、受洗者本人だけでなく、共同体の信仰告白も認められることから、『リマ文書』では言及されなかった、知的障がい者のバプテスマ⁴⁷にも道を開いたことである。この考察の背景には身体的、精神的にどのような状態であっても、神のかたちにおいて創造されることには無限の価値がある⁴⁸という、信仰職制委員会の神学的人間学の研究が貢献している。

第3の意義は、『一つのバプテスマ』は、『リマ文書』以降のWCCおよび信仰職制委員会のさまざまな研究の成果によるものである。さらに、国や地域レベルでの教派間のバプテスマ研究、例えば、米国マサチューセッツ州における、正教会、カトリック教会、聖公会、プロテスタント教会、そして改革派による『バプテスマ: エキュメニカルなコンテクストにおけるバプテスマの執行』⁴⁹ (2000年)や、ヨーロッパバプテスト連盟とヨーロッパプロテスタント教会共同体との対話『キリスト教の生活と教会の本質の起源』⁵⁰ (2005年)なども、『一つのバプテスマ』に反映している。

3. カトリック教会の関わり

3-1. カトリック教会の地域におけるバプテスマの相互承認⁵¹

教皇庁キリスト教一致推進評議会は、2000年3月に、世界中の司教協議会に書簡を送り、地域レベルでカトリック教会と他教派間での、バプテスマ・聖餐・職務の関係について調査を行った。バプテスマに関する調査内容は、バプテスマの相互承認の牧会的実践や執行方法についてである。世界中にある156の司教協議会のうち、半数の78司教協議会が返答し、そのうち、41%にあたる32司教協議会が相互承認を行っていた。相手の教会は、主に聖公会と宗教改革で分かれた教会であるが、正教会との相互承認もあった。

バプテスマの承認の形式は4種類である。第1の形式は最も一般的な形で、地域レ

47 知的障がい者のバプテスマに関しては、神田健次「知的障碍者と聖礼典—エキュメニカルな視野から」『礼拝と音楽』94号、1997、22-26頁を参照。

48 *Christian Perspectives on Theological Anthropology*, Geneva: World Council of Churches, 2005, p. 24.

49 *Baptism: Baptismal Practice in an Ecumenical Context*, in Thomas F. Best ed., *Baptism Today—Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: A Pueblo Book, 2008, pp. 236-243.

50 *The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church—Results for the Dialogue between the CPCE and the EBF*, in *Leuenberg Documents*, Vol.9, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 2005, pp. 9-29.

51 *Study Documents for This Plenary*, Plenary of the Pontifical Council For Promoting Christian Unity, November, 2001, *Information Service*, Vatican City: The Pontifical Council For Promoting Christian Unity, No. 109 (2002/I-II), pp. 20-25.

ベルでの一連の共同研究から同意に至ったもので、共同宣言が行われている。第 2 の形式として、他教会の職務者によって執行されたバプテスマを承認し、他教会で受洗した教会員がカトリック教会に入る際に、バプテスマの事実が正式に証明されたときには再洗礼をしない。第 3 の形式は、教会間の相互承認ではなくて、バプテスマの事実は正式に認められなければならないという前提から、カトリック司教協議会側が単独で承認を行なった。第 4 の形式は、バプテスマの相互承認とともに共同で牧会を行なう（報告書には具体的な内容は書かれていない）。

共同宣言の大半は、1970 年代の初頭と後半に署名され、80 年代と 90 年代は少ないという⁵²。2000 年までの地域のカトリック司教協議会においてではあるが、地域の実情に合わせながら他教派と共に生きようとする姿勢を表したものとして、意義ある調査と言える。

3-2. カトリック教会・WCC 共同文書

『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』（2004年）

この文書は、『リマ文書』と『一つのバプテスマ』の間に発表され、バプテスマを教会論的・エキュメニカルな観点から論じ、『一つのバプテスマ』の橋渡しの役割をしている。

構成は、序論で現代のエキュメニカル運動におけるバプテスマの進展と現在のバプテスマ研究について、第 1 章「バプテスマに関してのエキュメニカルな集約」では、バプテスマに関する教会間の共通の認識は、教会における基本的な場であり、バプテスマの入信のプロセスにおけるオルドーであると述べられ、 sacrament とオーディナンスに関してその歴史的な経過とその違いが論じられる。第 2 章「バプテスマと信仰生活への入信」において、バプテスマの入信の儀式、バプテスマと信仰、成人のバプテスマと幼児のバプテスマが議論される。第 3 章は「バプテスマと教会への入会」であり、第 4 章「バプテスマとキリストにおける継続した成長」ではバプテスマの倫理的側面、第 5 章「バプテスマの相互承認」においてバプテスマの相互承認の際の問題点が、それぞれ論じられる。各章ともバプテスマが教会論的な意味合いから考察され、最後の第 6 章では、バプテスマのエキュメニカルな意味合いが列挙される。

このような構成を持つ『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』では、バプテスマの教会論的な意味合いとして、特にどのような点が挙げられるであろうか。第 1 点は、受洗者は、すべてキリストにおいて互いに結び合い、互いに完全な交わりを持たねばならない。バプテスマがイエス・キリストの一つの教会の入り口

52 Ibid., p. 22 (脚注 8).

『リマ文書』から共同研究『一つのバプテスマ』へ

であり、教会共同体の間で分裂があってはならない。バプテスマは、キリスト者に分裂を廃止するように働きかけるものである。

第2点は、教会が分裂しているため、たとえバプテスマの共通理解があっても、教会の本質もさまざまに理解され、完全な共同体を達成することが困難な状況である。ゆえに教会の本質の共通理解が緊急に必要である。

第3点は、バプテスマは、教会の基礎として完全な交わりへの必須条件の一つである（以上3点は31-33項⁵³）。

第4点として、幼児のバプテスマと信仰者のバプテスマをめぐる論争は、一つは、信仰者のみにバプテスマを執行する教会と幼児にバプテスマを執行する教会間の論争であり、もう一つは、幼児のバプテスマを執行する教会内における論争の、2種類に分けられる。この論争の原因は、教会の本質と目的、そして救済の摂理に関する役割の違いから生じている（57項）。

第5点は、バプテスマと教会への入会に関しては、 sacrament、特に教会の sacrament に関して、共通のエキュメニカルな研究が求められている（68項）。

第6点は、バプテスマの相互承認は、互いのバプテスマの使徒性の承認であり、相互承認が成し遂げられたときに、唯一の、聖なる、普遍的な、使徒的教会を共に言い表すことである（98項）。

次にバプテスマのエキュメニカルな意味合いは、どのようなものとして理解されているだろうか。第1として、バプテスマの相互承認が行われていても、聖餐に関しては教会の見解は異なっている。これを考慮して、互いに教会の主な行事に招待すること、絶えず一致のために折り合い、関係を深める機会を作る（96項）。第2として、教会は、他教会との交わりにおいて、自分たちの教会生活、教義と執行方法に固執しないで、絶えず見直すことが必要である（97項）。第3としては、再洗礼と受け取られかねないわざは避けるべきである。たとえば、聖餐に遠ざかっていた後、教会に復帰したい人に対して、再びキリストに自分を献げるしるしとしてバプテスマを執行することは、不必要であると同時に不合理であることを共通の確認とする（101項）。

以上のような意味として理解されている『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』の特色の第1は、この文書の鍵となる語が、カトリック教会のエキュメニカル運動の中心的な語句、「一致のきずな」である⁵⁴。この語を軸にして議論が進んでいる。バプテスマは、個人のできごとやキリスト者の一致のきずなだけでなく、教会の本質の一つの表現であり象徴である。受洗者は、同じ信仰、宣教、職務、

53 番号は、『バプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』の項目を指している

54 『エキュメニズムに関する教令』22項、第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』、カトリック中央協議会、2013。

奉仕の同じ制度的なきずなで生きる（60項）。バプテスマの相互承認は、分かれたキリスト者を一つのきずなで結ぶのである。

特色の第2として、人は分裂した教会においてその共同体のなかで受洗するという現実⁵⁵を見据えて、バプテスマを論じたことである。さまざまな教義と執行方法が生じたのは、分裂によるものであることを理解して、互いに過去の記憶の癒しと和解が必要であると強調した。

特色の第3は、この共同文書の背景として、『リマ文書』以後、活発に行われたバプテスマに関する2教派間対話、例えば、カトリック・正教会対話⁵⁶（1988年）、教皇ヨハネ・パウロ2世と聖公会のカンタベリー大主教との共同宣言⁵⁷（1989年）、さらにカトリック教会・ルーテル世界連盟『義認に関する共同宣言』⁵⁸（1999年）などが考えられる。これらの共同宣言は、教会間対話の重要性を示しているが、『リマ文書』の合意により、バプテスマに関する2教派（多教派）間協議において、細部を話し合うことができるようになったのである。

おわりに

『一つのバプテスマ』の成立史は信仰職制運動の歴史であり、教会が討議を通して他教会のバプテスマを理解し、バプテスマの一致に向かって歩んだ歴史でもある。

第1章では、ローザンヌから『一つのバプテスマ』（2011年）の成立までの期間、バプテスマをめぐる議論の変遷を追いながら、バプテスマ理解がどのような段階にあるかを明らかにした。これは、次のようにまとめることができる。

第1として、ローザンヌとエディンバラ（1937年）では、2つの基本的な合意を基礎にして、教会間のバプテスマ理解を比較し共通事項を見出していった。

第2として、ルンド（1952年）からモンリオール（1963年）の間は、キリストを中心にした教会論から議論が行なわれ、バプテスマがキリストへの参与の中心的な意味として理解された。バプテスマの相違は、教義、制度、礼拝の異なった方式であることが認識され、礼拝の各部分に必要な要素がまとめられている。

第3として、モンリオールから『リマ文書』（1982年）の成立までの間⁵⁹、バプ

55 Roman Catholic Church, in Max Thurian ed., *Churches Respond to BEM-Official Responses to the "Baptism, Eucharist and Ministry" Text Volume VI*, Geneva: World Council of Churches, 1988, p. 11.

56 Faith, Sacraments and the Unity of the Church, Bari, Italy, June 1987, in Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, and William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1988*, Geneva: WCC Publications, 2000, pp. 660-668.

57 Common Declaration: Pope John Paul II and Robert A.K. Runcie, Archbishop of Canterbury, Vatican, 2 October 1989, in *ibid.*, pp. 326-327.

58 ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『義認の教理に関する共同宣言』, 教文館, 2004.

59 第1回世界会議からリマに至る信仰職制運動に関する3つの区分方法は、神田健次「現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として」, 74-75頁による。

テスマの相互承認に向けての研究と、バプテスマの礼拝の基本的な要素に関するエキュメニカルな同意が求められた。その研究として『アクラ文書』の原稿となる2つの文書がルーヴァン（1971年）で討議され、1974年、『アクラ文書』の発表となる。『アクラ文書』「バプテスマ」には、バプテスマの基本的な部分がまとめられ、争点の中心は、堅信と、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題であった。その後『リマ文書』を成立させるために、特に、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマに関する協議会が開催され、双方に歩み寄りが見られた。なお、カトリック教会との関連で、上智大学のネメシエギによる『アクラ文書』への応答を取り上げ、彼のエキュメニカルな視点を示した。『リマ文書』において、バプテスマの基本的な事項は合意し、争点として6項目が特定された。『リマ文書』以後、この争点を含めて、バプテスマをめぐる問題の解決が模索される。

第4として、1990年以降を表すキーワードはコイノーニアである。コイノーニアは、時空を越えて、すべての人を受け入れる共同体と捉えられ、バプテスマは、そのコイノーニアに迎えられる門扉として理解される。人々は門扉を通り共同体に入るが、入り方にはさまざまな方法があること⁶⁰を認める段階に来ており、バプテスマの共通理解が求められるようになる。バプテスマは礼拝面から考察され、オルドーの概念を用いて、幼児のバプテスマと信仰者のバプテスマをめぐる論争の解決に一つの道筋が示された。同時にバプテスマの相互承認に向けて基準の作成が始められ、最終的に『一つのバプテスマ』の成立に至る。

第2章『一つのバプテスマ』では、バプテスマの理解と執行に関する問題について、新しい解釈をすることによって解決の方向に導いた。現在、さまざまな伝統を持つ教会が、教派間でバプテスマの相互承認ができる段階にあると言える。

第3章では、カトリック教会の関わりとして、第1節は、カトリック教会が地域レベルではあるが、他教派とバプテスマの相互承認を行なうなど、積極的に交流している姿を明らかにした。第2節では、カトリック教会とWCCの共同文書『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』において、教会の分裂の現状におけるバプテスマの共通理解の意味を論じるとともに、カトリック側の視点も考察した。

『リマ文書』成立から30年を経て、バプテスマが執行される社会的・文化的背景（「バプテスマ」注21(c)）については、状況が多様化している。たとえば、WCCの加盟教会であり、明らかにキリスト教であるが、バプテスマの執行の際に伝統的な三位の形式である「父と子と聖霊」の文言を使用しない教会、水を使用せずにバプテスマを執行している教会、キリスト教共同体への入会は、バプテスマの儀式なしで有効で

60 Dagmar Heller, *Toward One Baptism*, p. 449.

ある教会などが挙げられている。これらの問題に関しては、各教会に自分たちの教会の執行と照らし合わせながら研究を行なうよう要請した。

以上のようにバプテスマをめぐる新たな問題が起こっているものの、バプテスマの相互承認は着実に前進している。相互承認は、完全な和解と交わり（コイノーニア）を目指して、互いに相手を受け入れるという課題を克服していく旅である。ローザンヌから出発した旅は、世代を重ねながら、今、一つの高い山を越えつつある。今後の課題は、特にバプテスマと聖餐、職務との関係、さらには教会論に関して一層の研究と対話であろう。バプテスマは聖餐の交わりに招かれている⁶¹のである。

61 『エキュメニズムに関する教令』22項。